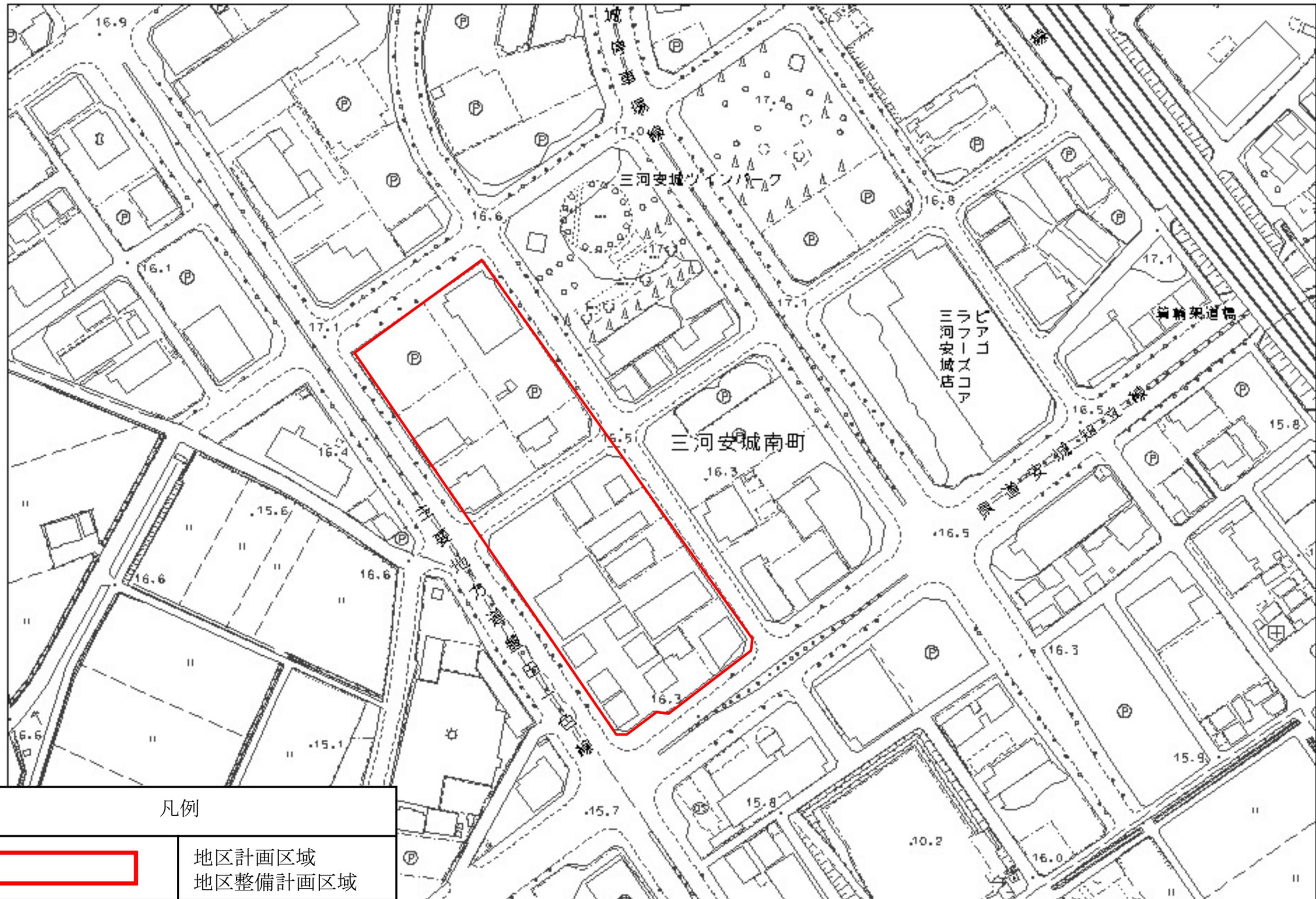


西三河都市計画地区計画の決定（安城市決定）  
都市計画三河安城南町一丁目南地区計画を次のように決定する。

名 称	三河安城南町一丁目南地区計画	
位 置	三河安城南町一丁目 10 番、11 番街区	
面 積	約 1.6ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、西三河地域の玄関口である JR 三河安城駅にも近く、地域の主要道路である 3・4・25 岡崎刈谷線及び 3・4・39 新安城箕輪線に隣接した位置にあり、安城新幹線駅周辺土地区画整理事業により基盤整備が行われた地区である。</p> <p>また、安城市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、地域の広域拠点に位置付けられており、西三河の商業・業務の中心にふさわしい広域交流の要衝となる魅力と活力にあふれる拠点形成が求められる地区に含まれている。</p> <p>このため、地区計画の策定により、敷地の細分化及び用途の混在化を防止し、既存の商業、業務機能を維持・増進することで、活力のある街づくりを図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区は、JR 三河安城駅に近接しており、また幹線道路に面した地区である。そのため、西三河の玄関口にふさわしい広域的な業務・研究開発等の施設の誘導を図るとともに、地域の幹線道路沿道の利便性を活かした商業施設等を配置した複合的な業務及び商業地区として土地利用を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>広域的な業務機能や研究開発等に対応した建築物の大規模化及び共同化を促進するとともに、幹線道路沿道では商業上の利便性の維持増進を図るため、建築物等の用途の制限及び敷地面積の最低限度を定める。</p>
地区整備計画	建築物等に関する事項	
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築基準法別表第 2（に）項第 2 号に掲げる工場</li> <li>2 倉庫業を営む倉庫</li> <li>3 キャバレー又は個室付浴場業に係る公衆浴場</li> <li>4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項第 2 号から第 6 号までに掲げる営業に係るもの</li> </ol>
	敷地面積の最低限度	300㎡

「区域は、計画図表示のとおり」

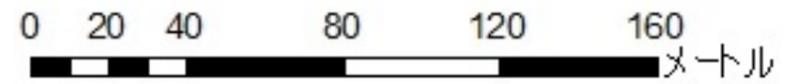


凡例



地区計画区域  
地区整備計画区域

1:2,500



-9,978.4

-114,638.0

-115,000.0

-9,991.7